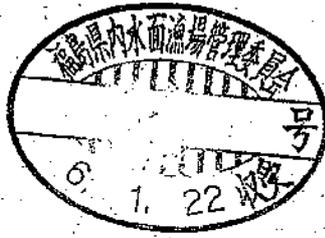


第 21 期第 10 回福島県内水面漁場管理委員会

資 料

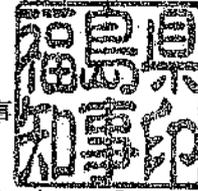
福島県内水面漁場管理委員会



5 生流第 3840 号  
令和 6 年 1 月 22 日

福島県内水面漁場管理委員会 様

福島県知事



遊漁規則変更認可（内共第 10 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 申請者 鮫川漁業協同組合代表理事組合長 阿部 廣
- 2 遊漁規則変更の内容及び理由
  - (1) 内容
    - ア 全魚種の竿釣及び投網に係る遊漁料の変更
    - イ 現場加算額の変更
  - (2) 理由
    - 漁協経営が厳しい中での諸物価の高騰や種苗費の値上げに対応するため。
- 3 添付書類
  - (1) 遊漁規則変更新旧対照表
  - (2) 遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当：農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

鯨川漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

変更(案)

現行

鯨川漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則  
第1条~第6条 略

鯨川漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則  
第1条~第6条 略

(遊漁料の額及び納入方法)

(遊漁料の額及び納入方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とする。

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とする。

ただし、1日利用による遊漁で、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納入する場合には、中学生を除き、当該遊漁料の額に1,000円を加算した額を納付する。

ただし、1日利用による遊漁で、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納入する場合には、中学生を除き、当該遊漁料の額に500円を加算した額を納付する。

魚種	漁具・漁法	遊漁者区分	遊漁料
全魚種	竿釣	一般	1日 2,000円 年券 8,000円(投網含む) 4月1日から12月31日まで 10,000円
		中学生	1日 500円 年券 2,000円
		一般	1日 2,000円 年券 8,000円(竿釣を含む)

魚種	漁具・漁法	遊漁者区分	遊漁料
全魚種	竿釣	一般	1日 1,500円 ただしあゆ、やまめ及びいわな以外の魚種は1,000円とし、これを全魚種に変更する場合は差額500円を追加納付するものとする。 年券 7,000円(投網含む) 4月1日から12月31日まで 10,000円
		中学生	1日 500円 年券 2,000円
		一般	1日 2,000円 年券 7,000円(竿釣を含む)

<p>2 略</p> <p>第8条～第12条 略</p> <p>附則 遼漁規則は令和6年4月1日より施行する。</p>	<p>2 略</p> <p>第8条～第12条 略</p>
---	------------------------------

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

公示番号及び申請者	内共第 10 号 鮫川漁業協同組合																
申請書及び添付書類関係	1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 遊漁料算定方法 5 遊漁料完全徴収のための方策 6 総代会議事録謄本 7 総代会議案書																
変更内容	第7条中、全魚種の竿釣及び投網に係る遊漁料の変更と現場加算料の変更 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竿釣 (一般、1日)</td> <td>2,000 円</td> <td>1,500 円 ただし、あゆ、やまめ及びいわな以外の魚種は 1,000 円とし、これを全魚種に変更する場合は差額 500 円を追加納付するものとする。</td> </tr> <tr> <td>竿釣 (一般、年券)</td> <td>8,000 円</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>投網 (一般、年券)</td> <td>8,000 円</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>現場加算額</td> <td>1,000 円</td> <td>500 円</td> </tr> </tbody> </table>			変更後	変更前	竿釣 (一般、1日)	2,000 円	1,500 円 ただし、あゆ、やまめ及びいわな以外の魚種は 1,000 円とし、これを全魚種に変更する場合は差額 500 円を追加納付するものとする。	竿釣 (一般、年券)	8,000 円	7,000 円	投網 (一般、年券)	8,000 円	7,000 円	現場加算額	1,000 円	500 円
	変更後	変更前															
竿釣 (一般、1日)	2,000 円	1,500 円 ただし、あゆ、やまめ及びいわな以外の魚種は 1,000 円とし、これを全魚種に変更する場合は差額 500 円を追加納付するものとする。															
竿釣 (一般、年券)	8,000 円	7,000 円															
投網 (一般、年券)	8,000 円	7,000 円															
現場加算額	1,000 円	500 円															
変更理由	漁協経営が厳しい中での諸物価の高騰や種苗費の値上げに対応するため。																
50 水産業協同組合法第 48 条、第 52 条関係	総会の議決	令和 5 年 11 月 19 日 (日)															
	総代員数	96 名															
	出席した総代員数	96 名 (書面議決 93 名、本人出席 3 名、)															
	賛成者数	88 名 (議長除く) (書面賛成 86 名・反対 7 名、本人出席賛成 2 名・反対 0 名)															
	適否	適															
第 5 項関係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	— (遊漁料及び現場加算額の変更のため対象外)															
	遊漁料の額が適当であることの適否	適 (県の遊漁規則認可基準を満たす)															

## 遊 漁 規 則 認 可 基 準

- 1 遊漁を不当に制限しないものであること。
  - (1) 次の事項につき組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。

ただし、漁具漁法については、漁業権行使規則により組合員の行使者の資格及びその他の制限をしている場合は、この限りでない。

    - ア 漁場区域
    - イ 採捕期間
    - ウ 全長制限
    - エ 漁具漁法
    - オ その他
- 2 遊漁料の額が妥当なものであること。
  - (1) 遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。
    - ア 一般管理費の経費節減
    - イ 増殖事業の適正化
    - ウ 組合費（組合員賦課金及び漁業料を言う。以下同じ。）の完全徴収
    - エ 遊漁料完全徴収のための方策
  - (2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。
  - (3) 同種漁業につき、遊漁料の額（現場加算額を除く。）が次の範囲内であること。
    - ア 組合費の130%以下かつ現行遊漁料金の150%以下（特別料金を除く。）であること。
  - (4) 一日利用料金が設けられていること。
  - (5) 一日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること。
  - (6) 現場加算額の増額改定は、2（1）イ及びエの改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。
  - (7) 現場加算額は、一日利用料金を上回るものでないこと。
  - (8) ただし、知事が特に認めた場合には、この限りではない。

(付 則)

- 1 この基準は、平成5年3月15日から施行する。
- 2 遊漁規則認可基準（昭和50年6月20日）は、廃止する。

(付 則)

- 1 この基準は、平成25年7月16日から施行する。

(付 則)

- 1 この基準は、令和2年2月13日から施行する。

5内水漁管委第 号  
令和6年2月 日

福島県知事様

福島県内水面漁場管理委員会  
会長 片山 亜優

印

遊漁規則変更認可（内共第10号）について（答申）

令和6年1月22日付け5生流第3840号で諮問のありましたこのことについて、委員会の意見は下記のとおりです。

記

（事務担当 事務局 書記 鈴木 電話 024-521-7379）

令和6年度目標増殖量について

1 目標増殖量の概要

(1) 漁業権

漁業法に基づく、「漁業権」とは、行政庁の行政行為である免許により取得される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利。

(2) 内水面における第五種共同漁業の免許

内水面における第五種共同漁業権は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない（漁業法第168条）。

(3) 目標増殖量の決定

「漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。委員会が目標増殖量を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力（有害生物の防除の実施等に伴う追加経費負担の状況も含む。）等を十分勘案し、適切なものとするよう考慮する（令和4年4月14日4水管第57号水産庁長官「海区漁場計画の作成等について」第4の3（7）の5のイ）。

2 県内合計増殖実績（平成24年度～令和4年度）

漁業権魚種	魚種名	単位	目標増殖量 (R4)											4年度達成率 (%)
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	
こい	kg	5,474	1,553	2,243	4,523	3,321	2,358	2,311	2,402	2,394	2,674	5,194	4,514	82
ふな	kg	4,172	2,242	2,200	2,712	2,710	2,170	2,220	2,319	2,311	2,508	2,881	2,941	70
あゆ	kg	11,277	9,501	11,425	12,596	11,370	11,704	12,215	13,189	13,544	11,565	13,817	13,053	116
うぐい	尾	429,300	248,862	328,287	447,770	333,882	251,249	304,414	311,848	322,535	342,731	381,464	511,760	119
産卵場	箇所	31	14	10	19	19	19	24	24	30	21	22	22	71
いわな	尾	513,800	492,340	565,310	600,120	648,337	683,305	694,201	740,467	568,934	729,928	675,027	622,273	121
やまめ	尾	585,200	423,430	501,230	634,526	537,910	534,334	624,907	595,592	564,619	696,374	626,440	638,940	109
ひめます	尾	32,200	120,000	170,000	100,000	190,000	166,000	105,000	105,000	150,000	110,000	0	0	0
わかさぎ	万粒	10,740	31,664	17,180	48,670	64,714	31,020	31,628	32,321	38,590	27,510	32,962	13,380	125
うなぎ	kg	245	25	15	87	90	104	125	125	125	130	207	163	66

令和6年度目標増殖量（事務局案）

1 目標増殖量変更の経過（平成15年9月1日漁業権切替以降）

表1 目標増殖量変更の経過

年度	魚種	内容
平成19年度	全魚種	平成16年度の70%
平成22年度	あゆ	平成16年度の50%
平成23年度	うぐい	一部尾数から産卵場造成へ振替
平成26年度	あゆ、うぐい	漁業権切替による漁業権対象魚種の追加と削除の対応 水試漁場評価により一部減
平成29,31年度	うぐい	一部尾数から産卵場造成へ振替
令和3年度	うぐい	一部産卵場造成から尾数へ振替
令和5年度	こい・ふな ます類 うなぎ・うぐい	平成26年度の50% 平成26年度の60% 平成26年度の40%

表2 目標増殖量見直しの経過

年度		H16	H19	H22	H23	H26	H29	H31	R3	R5
		漁業権切替等の対応	全魚種 H16の 70%	あゆ H16の 50%	うぐい 増殖方法の 振替	漁業権切替等の対応	うぐい 増殖方法の 振替	うぐい 増殖方法の 切替	うぐい 増殖方法の 切替	うなぎ・うぐい H26の 40% こい・ふな H26の 50% ます類 H26の 60%
魚種	数量									
こい	kg	8,570	5,964	→	→	5,777	→	→	→	2,740
ふな	kg	6,350	4,452	→	→	4,177	→	→	→	2,087
あゆ	kg	23,657	16,557	11,827	→	11,277	→	→	→	11,277
うぐい (産卵場)	尾 箇所	729,500 10	484,900 12	→	469,500 16	458,800 21	453,800 24	426,300 34	429,300 31	172,820 12
いわな	尾	693,000	513,000	→	→	513,800	→	→	→	308,280
やまめ	尾	715,000	585,200	→	→	585,200	→	→	→	351,120
ひめます	尾	40,000	32,200	→	→	32,200	→	→	→	19,320
わかさぎ	万粒	2,000	10,640	→	→	10,740	→	→	→	10,740
うなぎ	kg	270	195	→	→	245	→	→	→	98

## 2 令和6年度目標増殖量の設定に係る基本方針

- ・これまでの経緯と令和5年度における目標増殖量の減量を踏まえ、令和6年度の目標増殖量の設定については令和5年度の漁業権切替の対応のみとする。
- ・令和6年度の目標増殖量は、令和4年度に内水面水産試験場が実施した漁場調査で算出された漁場及び魚種毎の有効放流量<sup>※1</sup>を目標増殖量の上限とする。
- ・これを踏まえ、令和5年度からの変更点は、以下の3項目とする（別表1）。
  - (1) 令和5年度の内水面共同漁業権切替に伴い削除された魚種の目標増殖量の削除
  - (2) 令和5年度の内水面共同漁業権切替に伴い追加された魚種の目標増殖量の新設
  - (3) 漁業権切替に伴う漁場調査により算出された有効放流量に伴う目標増殖量の変更

※1 有効放流量：漁場を有効に利用することが期待される種苗の放流量

## 4 令和6年度目標増殖量（案）

別表2のとおり。

## 5 目標増殖量の公示方法

目標増殖量は毎年県報に登載し告示していたが、技術的助言（第4の3（7）の5のイ）に従い、インターネットによる方法により公示（内水面漁場管理委員会HPにアップ）する。

別表1 令和6年度目標増殖量変更点(案)

対象	免許番号	漁業権対象魚種	漁協増殖計画書における放流計画量(新設のみ記載)	有効放流量	令和6年度目標増殖量(案)	令和5年度目標増殖量
(1) 令和5年度の内水面共同漁業権切替に伴い削除された魚種の目標増殖量の削除	内共第13号(猪苗代湖)	うなぎ	/	/	削除	14 kg
	内共第15号(小野川湖)	うぐい			削除	1,400 尾
	内共第15号(小野川湖)	うなぎ			削除	8 kg
	内共第16号(檜原湖)	うぐい			削除	16,800 尾
	内共第16号(檜原湖)	うなぎ			削除	12 kg
	内共第18号(阿賀川・日橋川)	あゆ			削除	678 kg
	内共第18号(阿賀川・日橋川)	わかさぎ			削除	70 万粒
	内共第20号(大川)	こい			削除	105 kg
	内共第21号(只見川)	ふな			削除	91 kg
	内共第21号(只見川)	あゆ			削除	126 kg
(2) 令和5年度の内水面共同漁業権切替に伴い追加された魚種の目標増殖量の新設	内共第1号(真野川)	もくずがに	10 kg (20,000 尾相当)	1,450 尾	1,450 尾	/
	内共第4号(請戸川)	もくずがに	20 kg (40,000 尾相当)	1,974 尾	1,974 尾	/
	内共第4号(請戸川)	かわえび	20 kg	19 kg	19 kg	/
	内共第6号(富岡川)	うなぎ	2 kg	6 kg	2 kg	/
	内共第12号(久慈川)	うなぎ	3 kg	34 kg	3 kg	/
	内共第13号(猪苗代湖)	わかさぎ	1,200 万粒	4,688 万粒	4,688 万粒	/
	内共第3号(太田川)	わかさぎ	/	5 万粒	5 万粒	70 万粒
	内共第6号(富岡川)	うぐい	/	1,824 尾	1,824 尾	2,360 尾
	内共第11号(阿武隈川)	わかさぎ	/	303 万粒	303 万粒	700 万粒
	内共第12号(久慈川)	あゆ	/	674 kg	674 kg	750 kg
(3) 漁業権切替に伴う流場調査により算出された有効放流量に伴う目標増殖量の変更	内共第19号(大川)	あゆ	/	1,189 kg	1,189 kg	1,337 kg

別表2 令和6年度巨鰈増殖量(業)

漁業番号	河川名	漁業権者名	こ	い	ふ	な	あ	ゆ	うぐい		ひめます	わかさぎ	う	な	ぎ	もくずかに	かわえび
									種苗放流	産卵場造成箇所							
内共第1号	真野川	真野川漁業協同組合	21	21	kg	21	kg	126	560	尾	尾	100	kg	3	尾	1,450	kg
内共第2号	新田川	新田川・太田川漁業協同組合	53	7	kg	7	kg	180	1,120	尾	尾	100	kg	4	尾	-	-
内共第3号	太田川	新田川・太田川漁業協同組合	18	7	kg	7	kg	35	560	尾	尾	5	kg	1	尾	-	-
内共第4号	諫戸川	室原川・高瀬川漁業協同組合	28	28	kg	28	kg	550	1,400	尾	尾	70	kg	8	尾	1,970	kg
内共第5号	熊川	熊川漁業協同組合	-	-	kg	-	kg	120	280	尾	尾	-	kg	-	尾	-	-
内共第6号	豊岡川	豊岡川漁業協同組合	-	-	kg	-	kg	75	1,820	尾	尾	-	kg	2	尾	-	-
内共第7号	井出川	大戸川漁業協同組合	-	-	kg	-	kg	45	280	尾	尾	-	kg	-	尾	-	-
内共第8号	木戸川	木戸川漁業協同組合	14	14	kg	14	kg	250	280	尾	尾	-	kg	6	尾	-	-
内共第9号	厚井川	厚井川漁業協同組合	70	105	kg	105	kg	900	3,640	尾	尾	-	kg	3	尾	-	-
内共第10号	飯川	飯川漁業協同組合	46	46	kg	46	kg	900	3,640	尾	尾	-	kg	8	尾	-	-
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	1,400	525	kg	525	kg	1,200	56,000	尾	尾	303	kg	28	尾	-	-
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	25	674	kg	674	kg	674	980	尾	尾	-	kg	3	尾	-	-
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	32	525	kg	525	kg	-	37,410	尾	尾	1,200	kg	-	尾	-	-
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	18	18	kg	18	kg	-	2,800	尾	尾	1,470	kg	-	尾	-	-
内共第15号	小野川湖	榑原漁業協同組合	14	14	kg	14	kg	-	-	尾	尾	700	kg	-	尾	-	-
内共第16号	榑原湖	榑原漁業協同組合	105	105	kg	105	kg	-	-	尾	尾	5,390	kg	-	尾	-	-
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	175	175	kg	175	kg	-	2,240	尾	尾	-	kg	-	尾	-	-
内共第18号	阿賀川・日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	350	350	kg	350	kg	-	14,000	尾	尾	-	kg	-	尾	-	-
内共第19号	大川	阿賀川非出資漁業協同組合	-	-	kg	-	kg	1,189	1,420	尾	尾	70	kg	3	尾	-	-
内共第20号	大川	南会津非出資漁業協同組合	-	-	kg	-	kg	855	1,600	尾	尾	700	kg	-	尾	-	-
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	91	91	kg	91	kg	-	2,620	尾	尾	-	kg	-	尾	-	-
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	-	-	kg	-	kg	-	-	尾	尾	19,320	kg	-	尾	-	-
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	-	-	kg	-	kg	300	1,680	尾	尾	-	kg	-	尾	-	-
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	70	70	kg	70	kg	-	1,350	尾	尾	1,260	kg	-	尾	-	-
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	-	-	kg	-	kg	3,500	10,560	尾	尾	-	kg	-	尾	-	-
内共第26号	槽枝岐川	槽枝岐村漁業協同組合	-	-	kg	-	kg	-	-	尾	尾	-	kg	-	尾	-	-
内共第27号	大島湖 奥只見湖 只見川	槽枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	105	70	kg	70	kg	-	3,360	尾	尾	140	kg	-	尾	-	-
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	槽枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	-	-	kg	-	kg	-	-	尾	尾	-	kg	-	尾	-	-
合計			2,635	1,996	kg	1,996	kg	10,249	154,080	尾	尾	11,408	kg	69	尾	3,420	kg

コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について

1. コイヘルペスウイルス (Koi herpesvirus, KHV) 病

- (1) 特 徴 KHV病はマゴイとニシキゴイにだけ感染。死亡率が高い。
- (2) 発生地区 平成10年イスラエルで発生。英国、インドネシア等に拡大。
- (3) そ の 他 持続的養殖生産確保法の特定疾病に指定。  
法に基づくまん延防止措置が求められている。

2. 全国及び県内におけるKHV病発生状況

(1) 全国の発生状況

平成15年に96件発生し、平成16年には910件と大幅に増加した。平成17年以降は減少傾向を示し、平成21年以降は100件を下回り、令和4年は13件(図1)だった。

(農林水産省調べ)

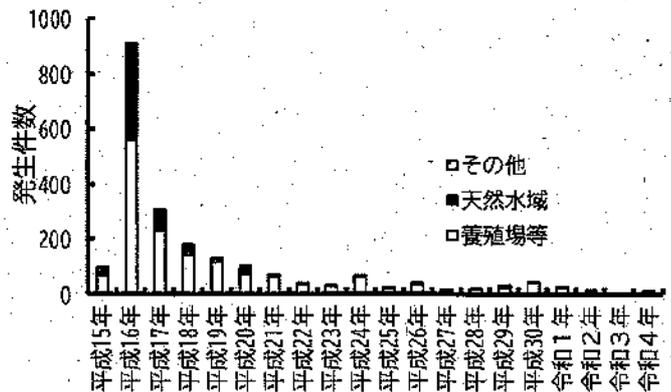


図1 全国のKHV病発生状況

(2) 県内の発生状況

平成16年に5件発生し、平成17年には18件と大幅に増加した。平成21年以降は発生がなかったが、平成30年に1件、相双地方の公園内の池で発生した。令和4年に発生はなかった(図2)。

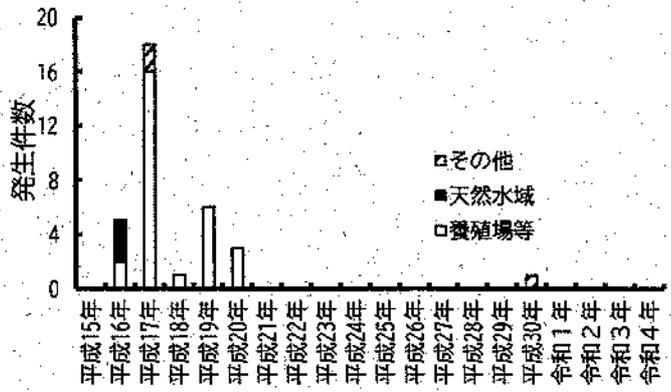


図2 県内のKHV病発生状況

3. コイの内水面養殖業収穫量

福島県のコイ内水面養殖業収穫量は、平成14、15年と茨城県に次いで全国2位。平成16年以降は、平成21年まで福島県が全国1位だった。令和4年は、茨城県に次いで2位だった(図3)。

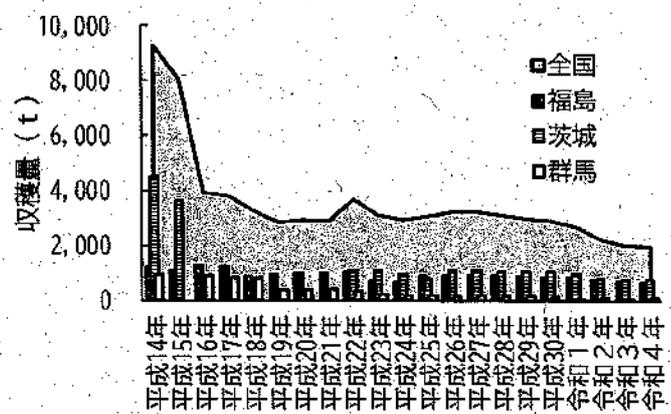


図3 コイの収穫量

4. 既発生水域について

国のコイヘルペスウイルス病防疫指針(以下、「指針」)において、既にKHV病が発生した水域を既発生水域と位置付。県内では阿武隈川水系を指定。

指針において、河川・湖沼の既発生水域を解除する要件は示されていない。

令和6年度の委員会指示・告示（案）

福島県内水面漁場管理委員会指示第 号

コイの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第一百七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するコイを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するコイについては、適用しない。

二 指示の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第 号

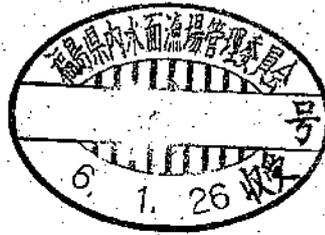
コイの持ち出し等について指示する件（令和六年福島県内水面漁場管理委員会指示第号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和六年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

阿武隈川本流及び支流

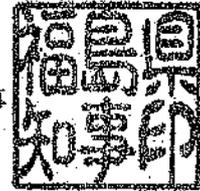


報告事項ア

5 生流第 3887 号  
令和 6 年 1 月 26 日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事



漁業権に係る資源管理状況等について（報告）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき漁業権者より報告のあった、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況及び漁場の活用の状況等については別紙のとおりであり、概ね適切かつ有効に活用されていることを確認した。
- 2 各漁業権者に対する漁業法第 91 条第 1 項の規定に基づく指導の必要はない。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

## 漁業権に係る資源管理状況等の報告について

令和6年1月26日  
福島県農林水産部水産課

### 1 概要

漁業権を有する者（以下、漁業権者）は、漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項及び漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号）第28条第1項に基づき、1年に1回以上、漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされている。

知事が受けた報告事項について、知事は内水面漁場管理委員会に対し、漁業法第90条第2項の規定に基づき必要な報告を行うもの。

### 2 根拠規定

漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項

### 3 報告方法

#### (1) 照会

##### ア 内水面共同漁業権

「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（照会）（令和5年9月12日付け5生流第2380号）」

##### イ 内水面区画漁業権

「漁業権に係る生産状況等の報告について（照会）（令和5年9月12日付け5生流第2381号）」

(2) 報告期限：令和5年10月31日（火）

(3) 報告方法：漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第2項に定める事項について書面により報告

(4) 対象期間：内水面共同漁業権は令和4事業年度、内水面区画漁業権は令和4年

### 4 報告結果

#### (1) 内水面共同漁業権

- ・資源管理状況等の取組み一覧（令和4事業年度） 別紙1
- ・遊漁承認証発行枚数（令和4事業年度） 別紙2
- ・目標増殖量に対する漁場別増殖実績（平成24年度～令和4年度） 別紙3

#### (2) 内水面区画漁業権

- ・生産状況の概要（令和4年） 別紙4

資源管理状況等の取組み一覧（令和4事業年度）

免許番号	漁業協同組合	行使の状況		取組み状況		主な取組み ※6
		組合員数 ※1	福島第一原子力発電所の事故の影響により行使なし	行使あり	達成状況※4	
内共第1号	真野川	110	○	○	○	②
内共第2号	新田川・太田川	302	○	×	×	I ⑥
内共第3号	新田川・太田川		○	×	×	I
内共第4号	室原川高瀬川	609	○	○	△	2③5⑥7⑧
	泉田川	※2	○	○	△	I
内共第5号	熊川	53	○	○	△	I ⑤⑥
内共第6号	葛岡川	50	○	○	△	I ②
内共第7号	木戸川	195	○	※3	×	I ③⑥7⑧
内共第8号			○	○	△	I ③⑥7⑧
内共第9号	夏井川	547	○	○	△	I ③④
内共第10号	鮫川	518	○	○	○	I ①2③57⑧
内共第11号	阿武隈川	4,629	○	※3	△	③
内共第12号	久慈川第一	1,155	○	○	○	I ①2③5⑧
内共第13号	猪苗代・秋元非出資	337	○	○	○	I ①2③7⑧
内共第14号			○	○	△	I ①2
内共第15号	樽原	111	○	○	△	I ①25⑦
内共第16号			○	○	△	II ①25⑦⑧
内共第17号	西会津地区非出資	283	○	○	○	II ②7⑧
内共第18号	阿賀川非出資	439	○	○	○	②③7⑧
内共第19号	会津非出資	639	○	○	△	②③7⑧
内共第20号	南会津東部非出資	556	○	○	△	I ①③④⑦⑧
内共第21号	只見川	297	○	○	△	II ①③
内共第22号	沼沢	43	○	○	×	II ①2③7⑧
内共第23号	野尻川非出資	178	○	○	○	③
内共第24号	伊北地区非出資	151	○	○	○	I ②③④
内共第25号	南会津西部非出資	443	○	○	△	I ①2③7⑧
内共第26号	檜枝岐村	140	○	○	○	②③
内共第27号	伊北地区非出資	151	×	×	○	④
	檜枝岐村	140	○	○	○	②③④
	魚沼	2,194	○	○	○	①
内共第28号	檜枝岐村	140	○	○	○	①
	利根	5,225	×	×	○	①

※1 事業年度の前期末の組合員数  
 ※2 泉田川漁協は、室原高瀬川漁協と組合員が重複しており、またサケの増殖事業のみを実施している  
 ※3 東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、令和4事業年度において出荷制限の指示等により漁場の利用に制限  
 ※4 ○全ての漁業権魚種で目標増殖量を達成、△一部の漁業権魚種で目標増殖量を達成、×未達成  
 ※5 目標増殖量が未達成だった主な要因  
 I 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響  
 II 種苗確保及び増殖行為の困難（親魚の不漁、豪雨災害の影響等）  
 資源管理状況等の報告結果に基づく取組み一欄  
 ※6 ①資源維持に係る活動（産卵場造成等）、②漁場環境の整備（清掃・監視等）、③有害鳥獣対策、④外来魚駆除  
 ⑤魚類調査、⑥放射能影響調査、⑦アワトロン子活動、⑧地域参画

遊漁承認証販売枚数(令和4事業年度)

免許番号	漁業協同組合	合計		年券		日券		備考
		枚	枚	枚	枚	枚	枚	
内共第1号	真野川	0	0	0	0	0	共通	
内共第2号	新田川・太田川	0	0	0	0	0	共通	
内共第3号	室原川・高瀬川	0	0	0	0	0	共通	
内共第4号	熊川	0	0	0	0	0	共通	
内共第5号	富岡川	0	0	0	0	0	共通	
内共第6号	木戸川	0	0	0	0	0	共通	
内共第7号	木戸川	553	282	821	113	418	共通	年券:投網13枚、中学生2枚 高齢者・障害者等9枚含む
内共第8号	夏井川	597	400	701	197	197	共通	年券:高齢者・障害者等5枚含む
内共第9号	久慈川	1,971	701	1,270	143	418	共通	年券:久慈川共通161枚含む (うちア工):貼有り共通
内共第10号	阿武隈川	1,239	821	113	320	718	共通	年券:中学生19枚、高齢者・障害者等3枚含む
内共第11号	久慈川第一	926	208	718	332	2,521	-	年券:高齢者・障害者等4枚 日券:高齢者・障害者等2枚含む
内共第12号	猪苗代・秋元	2,853	332	332	3,084	5,339	-	日券:高齢者・障害者等8枚含む
内共第13号	猪苗代・秋元	3,162	78	78	94,043	186	-	年券:中学生等10枚含む
内共第14号	檀原	5,362	23	23	1,134	978	166	年券:高齢者・障害者等31枚含む
内共第15号	檀原	94,939	896	896	52	2,441	441	年券:小学生等9枚含む
内共第16号	西会津地区	312	126	126	31	95	18	年券:高齢者・障害者等1枚含む
内共第17号	阿賀川	1,308	174	174	3	545	-	日券:高齢者・障害者等1枚含む
内共第18号	会津	1,105	127	127	26	346	141	年券:中学生9枚含む、日券:中学生19枚含む
内共第19号	南会津	3,305	864	864	31	538	-	年券:高齢者・障害者等2枚含む
内共第20号	只見川	165	70	70	2	0	-	年券:小学生以下17枚、女性・障害者等60枚含む
内共第21号	沼沢	729	184	184	330	7,217	3,044	日券:女性・障害者等415枚含む
内共第22号	野尻川	466	120	120	26	2,541	-	年券:高齢者・障害者等13枚含む
内共第23号	伊北地区	711	173	173	-	313	-	日券:高齢者・障害者等26枚含む
内共第24号	伊北地区	0	0	0	-	0	-	年券:高齢者・障害者等2枚含む
内共第25号	南会津西部	8,269	1,052	330	330	7,217	3,044	年券:小学生以下17枚、女性・障害者等60枚含む
内共第26号	檜枝岐村	3,057	516	516	-	2,541	-	日券:女性・障害者等415枚含む
内共第27号	檜枝岐村	431	118	118	-	313	-	年券:高齢者・障害者等13枚含む
内共第28号	檜枝岐村	0	0	0	-	0	-	日券:高齢者・障害者等26枚含む
内共第29号	魚沼	3,517	354	354	-	3,163	-	年券:高齢者・障害者等2枚含む
内共第30号	利根	0	0	0	-	0	-	年券:新潟県内共第13号、同県内共第14号含む
福島県漁業協同組合		131,460	7,265	124,195	657	124,195	4,273	
漁業権者合計		134,971	7,619	127,358	557	127,358	4,273	

目標増殖量に対する漁場別増殖実績(平成22年度～令和4年度)

漁業権持許者	漁業権魚種		目標増殖量 (R4)	実績										4年度 達成率(%)			
	魚種名	単位		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度		R2年度	R3年度	R4年度
内共1 真野川 真野川漁協	こい	kg	42	62	0	0	42	62	0	0	0	42	42	42	42	42	100
	ふな	kg	42	62	0	0	42	62	0	0	0	42	42	42	42	42	100
	あゆ	kg	126	200	0	60	130	130	0	130	130	130	130	130	130	130	103
	うぐい	尾	1,400	1,400	0	0	1,400	1,400	0	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	100
	いわな	尾	2,800	5,000	0	0	2,800	0	0	2,800	0	2,800	0	3,000	3,000	2,800	100
内共2 新田川 新田川・太田川 漁協	やまめ	尾	10,500	20,000	0	0	10,500	0	0	0	3,000	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	100
	わかさぎ	万粒	100	100	0	0	500	0	0	100	0	100	100	100	100	100	100
	うなぎ	kg	7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	100
	こい	kg	105	105	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ふな	kg	14	20	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内共3 太田川 新田川・太田川 漁協	あゆ	kg	180	450	0	0	280	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うぐい	尾	2,800	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いわな	尾	1,050	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	やまめ	尾	14,000	21,000	0	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うなぎ	kg	10	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内共4 請戸川 泉原川・清瀬川 漁協	こい	kg	35	35	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ふな	kg	14	20	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	あゆ	kg	35	48	0	0	20	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うぐい	尾	1,400	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いわな	尾	1,050	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内共5 井出川 井出川 漁協	やまめ	尾	5,600	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わかさぎ	万粒	70	400	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うなぎ	kg	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	こい	kg	56	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ふな	kg	56	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内共6 富岡川 富岡川漁協	あゆ	kg	550	900	0	0	200	330	0	0	0	400	500	500	500	500	107
	うぐい	尾	3,500	5,000	0	0	0	0	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	100
	いわな	尾	7,700	10,000	0	0	0	5,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	143
	やまめ	尾	70,000	80,000	0	0	0	40,000	40,000	40,000	40,000	50,000	50,000	50,000	46,300	60,000	86
	わかさぎ	万粒	70	200	0	0	0	0	0	0	0	100	100	100	100	100	143
内共7 井出川 井出川 漁協	うなぎ	kg	21	30	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	10	30	43
	あゆ	kg	120	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	50	42
	うぐい	尾	700	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,334	3,300	471
	やまめ	尾	8,400	6,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	あゆ	kg	75	250	0	0	180	150	0	100	75	75	75	75	100	120	160
内共8 木戸川 木戸川漁協	うぐい	尾	400	1,000	0	0	0	33,670	400	400	400	400	400	400	400	800	200
	産駒場	箇所	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いわな	尾	2,100	3,500	0	0	0	0	2,000	2,000	2,100	2,100	2,100	2,000	2,000	2,100	100
	やまめ	尾	3,500	7,500	0	0	0	0	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	100
	あゆ	kg	45	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内共9 木戸川 木戸川漁協	いわな	尾	5,600	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	やまめ	尾	5,600	5,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	こい	kg	28	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	あゆ	kg	250	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	400	500	200
	うぐい	尾	700	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内共10 木戸川 木戸川漁協	いわな	尾	21,000	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	やまめ	尾	24,500	24,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うなぎ	kg	14	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

魚 獲

漁業種別

漁業種別	魚種名	単位	目標増殖量 (R4)	H22年度												4年度達成率(%)			
				H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度		R4年度		
内共9 夏井川 夏井川漁協	こい	kg	140	30	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	7	
	ふな	kg	210	130	0	52	40	50	60	60	60	60	60	60	60	60	60	80	29
	あゆ	kg	250	300	120	100	550	750	800	700	700	700	700	700	400	400	400	300	120
	うぐい	尾	21,000	28,000	0	10,000	15,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	23,334	23,334	23,334	21,000	100
	いわな	尾	3,500	8,000	3,500	2,000	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
内共10 鮫川 鮫川漁協	やまめ	尾	56,000	58,000	30,000	28,000	23,000	25,000	30,000	30,000	32,000	32,000	35,000	35,000	36,000	36,000	36,000	36,000	64
	うなぎ	kg	7	10	0	0	0	2	5	5	12	12	7	7	7	7	7	7	100
	こい	kg	91	0	0	0	40	40	40	40	40	40	40	40	91	91	91	91	100
	ふな	kg	91	0	0	0	40	40	40	40	40	40	40	40	91	91	91	91	100
	あゆ	kg	900	1,358	300	815	1,730	1,200	1,207	1,207	1,214	1,214	1,440	1,440	1,247	1,229	1,130	900	100
内共11 阿武隈川 阿武隈川漁協	うぐい	尾	9,100	15,083	0	0	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	15,000	15,000	13,640	20,000	220
	いわな	尾	7,000	10,000	8,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	100
	やまめ	尾	28,000	62,000	37,000	40,000	80,000	45,400	40,000	40,000	47,118	46,300	40,300	41,934	38,800	42,800	41,934	52,300	187
	うなぎ	kg	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	21	21	21	21	21	100
	こい	kg	2,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,520	1,840	66
内共12 久慈川 久慈川第一漁協	ふな	kg	1,050	1,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	あゆ	kg	1,200	2,000	200	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	450	2,000	128
	うぐい	尾	140,000	280,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,000	90,000	119
	いわな	尾	39,200	40,000	3,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63,334	40,000	68
	やまめ	尾	66,500	70,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63,334	71,000	83
内共13 猪苗代湖 猪苗代・秋元非 出資漁協	わかさぎ	万粒	700	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うなぎ	kg	70	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	79
	こい	kg	48	49	50	50	50	50	40	40	60	60	50	50	50	50	50	50	102
	あゆ	kg	750	1,500	1,430	1,350	1,800	1,800	1,700	1,700	1,700	1,700	1,500	1,500	1,500	1,300	1,300	1,300	173
	うぐい	尾	5,200	80,000	35,714	71,429	42,857	70,000	15,882	38,571	27,000	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000	20,000	385
内共14 秋元湖 猪苗代・秋元非 出資漁協	産駒場	箇所	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	100
	やまめ	尾	42,000	42,000	42,200	50,000	45,000	170,000	43,200	42,500	42,500	68,500	54,250	67,475	68,500	67,475	68,500	63	163
	こい	kg	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	100
	ふな	kg	1,050	1,190	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	800	1,050	1,050	1,050	1,050	965	1,050	1,050	100
	うぐい	尾	94,900	101,900	92,407	95,000	142,500	95,000	33,333	84,666	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	100
内共15 小野川湖 樽原漁協	産駒場	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	100
	いわな	尾	17,500	17,500	17,500	17,500	26,300	25,500	38,500	38,157	38,053	38,053	38,053	38,053	17,500	17,500	17,500	17,500	100
	やまめ	尾	7,000	7,000	7,000	11,000	16,000	35,500	37,842	37,842	37,842	37,842	37,842	37,842	12,000	12,000	12,000	12,000	171
	うなぎ	kg	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	100
	こい	kg	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	100
内共16 樽原湖 樽原漁協	産駒場	箇所	7,000	7,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ふな	kg	7,000	7,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うぐい	尾	22,400	22,400	22,400	10,000	5,000	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	22,500	22,500	22,500	22,500	100
	いわな	尾	15,400	20,400	0	6,000	5,000	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,500	15,500	15,500	15,500	101
	やまめ	尾	1,470	7,470	7,470	6,000	1,000	5,800	6,500	5,000	5,000	4,300	6,000	6,400	4,200	5,400	5,400	4,570	311
内共16 樽原湖 樽原漁協	わかさぎ	万粒	700	6,343	4,480	750	700	1,920	2,400	1,400	770	874	990	754	42	42	20	20	6
	うなぎ	kg	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	こい	kg	210	210	210	0	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	100
	ふな	kg	210	210	210	0	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	100
	うぐい	尾	42,000	42,000	42,000	0	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	100
内共16 樽原湖 樽原漁協	いわな	尾	37,100	37,100	37,100	0	37,100	37,100	37,100	37,100	37,100	37,100	37,100	37,100	37,100	37,100	37,100	37,100	100
	やまめ	尾	22,400	22,400	22,400	0	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	100
	わかさぎ	万粒	5,390	43,657	36,489	16,419	5,390	26,570	47,534	18,600	19,238	21,037	25,000	19,486	23,440	23,440	6,898	128	
	うなぎ	kg	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	こい	kg	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

漁業権免許者	魚種名	単位	目標増殖量 (R4)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	4年度 達成率(%)	
内共17 阿賀川 西会津地区非 出資漁協	こい	kg	350	350	350	350	350	350	350	350	350	0	0	350	350	350	100	
	ふな	kg	350	350	350	350	350	350	350	350	350	0	0	350	350	350	100	
	うぐい	尾	5,600	2,666	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	1,230	3,333	3,333	5,690	2,931	5,660	101	
	産卵場	箇所	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0
	いわな	尾	14,700	9,993	18,500	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	100
	やまめ	尾	9,100	21,000	21,000	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	100
	こい	kg	700	730	780	800	800	800	800	750	800	900	900	800	800	800	800	114
	ふな	kg	700	700	700	300	350	350	350	450	350	500	500	450	700	700	700	100
	あゆ	kg	678	960	968	1,103	1,110	903	460	460	460	575	660	760	760	930	930	137
	うぐい	尾	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	36,600	41,600	36,600	35,000	35,000	41,600	41,600	119
内共18 阿賀川・日橋川 阿賀川非出資 漁協	いわな	尾	28,000	28,000	28,000	33,000	33,000	33,000	31,000	31,225	28,000	30,791	30,239	33,067	30,500	32,275	32,275	115
	やまめ	尾	14,000	14,000	14,000	17,000	17,000	17,000	18,500	17,000	14,000	14,000	16,679	17,062	23,881	18,470	19,429	139
	わかさぎ	万粒	70	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	100
	あゆ	kg	1,337	1,715	1,430	1,211	1,300	1,500	1,622	2,400	2,300	2,400	2,400	3,500	2,050	2,200	1,900	142
	うぐい	尾	6,300	24,000	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	100
	産卵場	箇所	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	100
	いわな	尾	35,000	35,000	1,667	50,000	68,000	80,000	80,000	80,000	136,000	124,000	144,000	8,200	75,000	35,883	29,411	84
	やまめ	尾	21,000	21,000	33,333	61,000	60,000	60,000	60,000	60,000	69,750	91,333	76,000	16,200	84,843	21,429	17,857	85
	わかさぎ	万粒	70	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	286
	うなぎ	kg	7	10	0	10	0	0	0	0	12	12	12	5	7	7	8	107
内共20 大川 南会津非出資 漁協	こい	kg	210	210	0	0	0	210	210	210	0	210	210	210	210	210	210	100
	あゆ	kg	855	1,110	700	1,070	750	750	750	750	850	800	900	900	1,030	1,010	985	115
	うぐい	尾	4,000	24,000	0	16,000	0	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	100
	産卵場	箇所	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	100
	いわな	尾	35,700	36,000	0	36,000	5,000	18,300	20,333	42,388	37,778	33,867	35,800	35,711	29,977	29,977	29,977	84
	やまめ	尾	25,900	26,000	19,100	26,000	0	6,600	25,900	20,444	45,222	30,311	32,633	15,966	28,222	23,744	23,744	92
	わかさぎ	万粒	700	6,000	0	0	2,000	3,000	3,000	2,400	2,400	1,700	1,700	900	400	0	0	0
	こい	kg	182	182	0	0	0	2,080	1,050	180	180	190	190	190	190	190	190	104
	ふな	kg	182	130	0	0	0	482	372	372	172	172	190	190	190	190	190	104
	あゆ	kg	126	150	150	577	230	350	250	250	250	250	250	380	250	250	250	198
内共21 只見川 只見川漁協	うぐい	尾	3,800	8,300	8,300	8,333	12,500	27,500	22,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	132
	産卵場	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100
	いわな	尾	16,800	19,000	19,000	19,000	15,600	17,000	17,000	17,000	17,000	16,000	16,000	16,000	16,000	18,120	16,000	95
	やまめ	尾	10,500	7,000	7,000	7,000	10,500	7,000	8,500	7,500	7,500	7,500	7,500	8,000	8,000	8,000	10,500	100
	ひめます	尾	32,200	120,000	111,562	120,000	170,000	100,000	190,000	166,000	166,000	105,000	105,000	150,000	110,000	0	0	0
	あゆ	kg	300	359	385	632	748	300	300	300	300	300	519	300	600	350	350	117
	うぐい	尾	4,200	4,200	0	4,200	4,230	4,200	4,200	4,200	4,615	4,615	4,615	4,202	4,200	4,200	4,200	100
	いわな	尾	11,200	11,200	11,200	7,300	7,300	7,300	7,300	16,200	22,285	30,500	33,486	41,534	29,057	18,343	18,343	145
	やまめ	尾	11,200	11,200	11,200	7,520	7,520	7,520	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	100
	こい	kg	140	140	0	140	140	140	140	140	140	140	140	150	300	140	140	100
内共22 沼沢湖 沼沢漁 協	うぐい	尾	2,000	7,260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	4,600	200	
	産卵場	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	100
	いわな	尾	24,500	70,000	0	50,000	80,000	50,000	50,000	50,000	50,000	40,000	40,000	30,000	40,000	25,000	25,000	102
	やまめ	尾	33,600	35,000	0	35,000	35,000	33,600	33,600	30,000	30,000	33,600	33,600	45,000	38,170	35,000	35,000	104
	わかさぎ	万粒	1,260	7,700	7,110	7,995	7,590	10,340	4,840	3,580	4,380	2,040	3,000	470	1,260	1,260	1,260	100

漁業種免許者	漁業種魚種													4年度 達成率(%)			
	魚種名	単位	目標増殖量 (R4)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度		R2年度	R3年度	R4年度
内共25 伊南川 南会津西部 非出資漁協	あゆ	kg	3,134	2,624	2,495	2,510	3,478	3,538	3,325	3,690	4,200	3,652	3,257	2,566	3,257	3,258	93
	うぐい	尾	26,400	0	0	0	0	0	12,700	20,500	10,000	26,400	26,400	26,400	26,400	30,000	114
	産卵場	箇所	10								3	10	3	2	3	3	30
	いわな	尾	112,000	53,100	51,500	62,700	93,000	113,624	58,000	87,500	113,200	123,000	112,700	123,500	115,000	115,000	103
	やまめ	尾	42,000	21,000	31,500	43,500	41,030	38,200	33,400	40,500	42,000	53,000	42,100	43,000	48,500	48,500	115
内共26 檜枝岐川 只見 川 檜枝岐村漁協	いわな	尾	31,500	132,060	103,070	114,440	100,000	105,160	106,630	107,500	109,000	107,500	107,500	100,000	111,000	107,000	340
	やまめ	尾	7,000	15,530	27,100	34,800	17,000	17,000	12,000	12,000	15,000	15,000	30,000	30,000	30,000	30,000	429
	こい	kg	210	470	220	470	470	430	470	470	470	470	470	430	430	430	205
	ふな	kg	140	90	90	90	90	160	160	160	160	160	160	160	100	160	114
	うぐい	尾	8,400	7,188	0	8,400	44,800	65,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	298
	いわな	尾	23,800	102,000	92,000	92,000	92,050	92,050	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	94,840	388
	やまめ	尾	23,800	78,000	58,000	58,000	78,500	81,000	80,670	83,000	83,000	83,000	80,500	80,500	80,500	83,000	348
	わかさぎ	万粒	140	200	200	0	140	140	140	140	140	170	1,700	1,700	900	140	100
	いわな	尾	4,200	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	102
	やまめ	尾	2,100	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	443
内共28 尾瀬沼 沼尻川 利根川漁協	こい	kg	5,474	5,587	1,736	1,553	2,243	4,523	3,321	2,358	2,311	2,402	2,394	2,674	5,194	4,514	82
	ふな	kg	4,172	4,075	2,463	2,242	2,200	2,712	2,710	2,170	2,220	2,319	2,311	2,506	2,881	2,841	70
	あゆ	kg	11,277	15,125	8,281	9,501	11,425	12,596	11,370	11,704	12,215	13,188	13,544	11,685	13,817	13,053	116
	うぐい	尾	429,300	748,497	230,821	248,862	328,287	447,770	333,882	251,249	304,414	311,848	322,585	343,131	382,039	511,760	119
	産卵場	箇所	31	12	14	14	10	19	19	19	24	24	30	21	22	22	71
	いわな	尾	513,800	743,023	460,197	482,340	565,310	800,120	648,337	683,305	694,201	740,467	568,934	731,928	675,027	622,273	121
	やまめ	尾	585,200	742,440	385,243	423,430	501,230	634,526	537,910	584,334	624,907	595,592	584,619	699,874	626,440	638,940	109
	ひめさす	尾	32,200	120,000	111,552	120,000	170,000	100,000	190,000	166,000	105,000	105,000	150,000	110,000	0	0	0
	わかさぎ	万粒	10,740	72,970	56,049	31,684	17,180	48,670	64,714	31,020	31,628	32,321	38,580	27,510	31,500	13,380	125
	うなぎ	kg	245	225	0	15	87	15	90	104	125	125	125	130	207	163	66
合計																	

※1 H22目標増殖量21,700尾、H23より産卵場造成

※2 H25目標増殖量14,000尾、H26より産卵場造成

※3 H28目標増殖量7,000尾、H29より産卵場造成

※4 H20より産卵場造成(尾数に換算し表記)

※5 R3より目標増殖量 5,600尾 産卵場造成 O(産卵場造成分を種苗数に換算して表記)

## 生産状況の概要(令和4年)

免許番号	漁場の区域	漁業の名称	取上数量(kg)	R5年度内水面区画漁業権免許状況	
				免許有(○) 無(一)	新規漁業権者
内区第1号	大谷池	こい養殖業	0	—	—
内区第3号	大池	こい養殖業	30,000	○	—
内区第4号	上ノ池	きんぎょ養殖業	0	—	—
内区第5号	善宝池	こい養殖業	0	—	—
内区第6号	五百淵池	こい養殖業	0	○	○
内区第7号	酒蓋池	こい養殖業	0	○	○
内区第8号	美女池	こい養殖業	17,000	○	—
内区第9号	鎌倉池	こい養殖業	0	○	○
内区第10号	新池	こい養殖業	0	○	○
内区第11号	荒池	こい養殖業	20,000	○	—
内区第12号	知行池	こい養殖業	0	—	—
内区第13号	海道池	こい養殖業	0	—	—
内区第14号	大久保池	こい養殖業	0	—	—
内区第15号	万海池	こい養殖業	0	○	○
内区第16号	馬場池	こい養殖業	0	—	—
内区第17号	葉ノ木池	こい養殖業	0	○	○
内区第18号	新高野池	こい養殖業	0	○	○
内区第19号	高野池	こい養殖業	0	○	○
内区第20号	かつぎ下ため池	こい養殖業	4,200	○	—
内区第21号	長池	こい養殖業	0	—	—
内区第22号	新池	こい養殖業	15,000	○	○
内区第23号	大久保池	こい養殖業	0	—	—
内区第24号	三本木南池	こい養殖業	0	—	—
内区第25号	三本木北池	こい養殖業	0	—	—
内区第26号	七ツ池	こい養殖業	40,000	○	—
内区第27号	釜の前池	こい養殖業	30,000	○	○
内区第28号	北沢ため池	こい養殖業	100,000	○	—
内区第29号	山田池	こい養殖業	20,000	○	—
内区第30号	堂尻ため池	こい養殖業	20,000	○	—
内区第31号	本沢池	こい養殖業	15,000	○	—
内区第32号	延命池	こい養殖業	0	—	—
内区第33号	上の池	こい養殖業	20,000	○	—
内区第34号	笹平池	こい養殖業	40,000	○	—
内区第35号	真米池	こい養殖業	15,000	○	—
内区第36号	北の内池	こい養殖業	4,500	○	—
内区第37号	松房池	こい養殖業	200	○	—
内区第38号	牡丹池	こい養殖業	2,700	○	—
内区第39号	赤坂ため池	こい養殖業	130,000	○	—
内区第40号	黒森ため池	こい養殖業	0	—	—

昭和二十四年法律第二百六十七号

漁業法(抄)

第四章 漁業権及び沿岸漁場管理

第三節 漁業権

第二款 漁業権の性質等

(資源管理の状況等の報告)

**第九十条** 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(指導及び勧告)

**第九十一条** 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

令和二年農林水産省令第四十七号  
漁業法施行規則（抄）

第二章 漁業権及び沿岸漁場管理

（資源管理の状況等の報告）

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会  
東日本ブロック協議会

日時：令和5年11月1日（水）

14:30～17:30

場所：チサンホテル宇都宮2階「ふじ」  
(栃木県宇都宮市駅前通り3-2-3)

次 第

1 開会

2 挨拶

(1) 主催者（開催県）挨拶

栃木県内水面漁場管理委員会 会長 吉沢 崇

(2) 来賓挨拶

水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 百瀬 善範 様  
栃木県農政部 部長 熊田 欽丈 様

3 議長選出

4 議事録署名人選出

5 議事

(1) 令和6年度提案項目（案）について

ア 第1回漁場管理対策検討会結果について

イ 提案項目（案）に係るアンケート調査結果について

ウ 提案項目（案）の検討及び追加提案項目について

(2) ブロック内照会・協議事項について

(3) 全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員について

(4) 次回東日本ブロック協議会開催県について

(5) その他

6 研修（情報提供）

(1) シラスウナギの資源管理及びやるぞ内水面漁業活性化事業について

水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 百瀬 善範 氏

(2) 先端技術を活用したカワウ対策について

(国研) 水産研究・教育機構 水産技術研究所 主任研究員 坪井 潤一 氏

(3) 土木と水産の協働による多自然川づくりの取り組みについて

栃木県水産試験場 主任研究員 吉田 豊 氏

7 閉会

## 提案項目作成にあたっての考え方

中央省庁への提案活動については、全国の意見を総括するものであり、その内容は大変多岐に渡るものとなっています。また、内水面を取り巻く現状が厳しくなるにつれ、提案項目数についても平成17年度の14項目から平成27年度の34項目へと、増加の一途を辿りました。

このように内容が膨大になることにより、提案の趣旨がぼやけ、実効性に欠けるものとなるおそれがあるため適宜見直しを行い、令和5年度は31項目となっています。

これらは各ブロック協議会において協議し、必要に迫られて提案されているものであり、項目数を削減することは難しいことも実状です。

このことから、令和6年度の提案項目については「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、各会員県及びブロック協議会においては次の事項についてご配慮の上、検討をお願いいたします。

1 要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない。

背景を詳述するなど、文章が肥大化することにより、趣旨がぼやけるおそれがあるため、簡潔なものとする。

2 個別の事案は盛り込まない。

広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案について、提案項目とすること。

3 提案した結果に対する評価を行う。

成果が得られたものについては削除し、一定の成果が見られたものの、まだ課題が残る場合は、その点を具体的に記述し、提案すること。

# 令和6年度提案項目案

## 提案書(前書き)

R5年度提案書	R6年度提案素案
<p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会はその全国組織であります。</p> <p>当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方を検討しているところであり、その実現に向け令和5年5月26日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。</p>	<p>年度の時点修正 令和6年5月●日開催</p>

I 外来魚対策について

<p>R5年度提案書</p> <p>「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きざままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に効果する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら法の整備が進む中、令和4年度においても未だ、共同漁業権94.0.件中44.6.件で外来生物による被害が発生しております。このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しております、十分な成果が得られていないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>R6年度提案書</p> <p>文章を一部整理するとともに、年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正（修正案）</p> <p>平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、特定外来生物を生きざまのまま持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者に対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大することにも、放流した特定外来生物の回収まで措置命令と併せて命ずることができるようになりました。</p> <p>また、特定外来生物は、平成28年10月1日にオオタナゴやコウライギギ等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が指定され、規制対象種が拡大されました。</p> <p>一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権●件中●件で外来生物による被害が発生しております。このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しております、十分な成果が得られていないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>
<p>R5年度提案</p> <p>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキヤットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握を把握するよう努めるとともに、開発された駆除技術等をもとに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な駆除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。</p>	<p>R6年度提案書</p> <p>番号3と統合し、次のとおり修正（修正案）</p> <p>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキヤットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を関係者と協力して各水域の特性に応じた駆除対策として戦略的に普及・指導できるよう柔軟に活用できる予算の確保拡充を図ること。</p>
<p>R5年度提案</p> <p>【農水省】 水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託しまして、バス類やブルーギル、チャネルキヤットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行っておりまして、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じて、内水面漁協関係者等が効果的な駆除対策を行うことができるよう、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1〜3」というものを作成して配布・周知しているところです。</p> <p>現在、全国的な外来魚の生息状況の把握というものを進めていまして、移入初期における効果的な駆除技術の開発や駆除が進んだ段階での低密度管理を進めるための検討等を行っております。</p> <p>また、加えて、内水面漁協による外来魚駆除活動を支援する「内水面水産資源被害対策事業」において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、本年度より執行の改善を行ったところです。</p> <p>このような取組を通じて、外来魚の生息状況や漁業被害対策を、今後も内水面漁協関係者や各県と協力して取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>【国交省】 外来魚の生息状況については河川水辺の国勢調査において、河川の行政でも把握に努めているところがございます。また河川管理者としましては、地元の市町村や都道府県の環境部局等と連携して特定外来生物等の駆除対策に努めているところです。</p> <p>今後関係者と連携して、対策に努めてまいりたいと考えています。</p>	<p>回答、状況等</p>

	<p>【環境省】 オオクチバス等の広域で被害が発生している種については、環境省においては生物多様性保全上重要な内水面において防除モデル事業を実施してきております。こうした取り組みを通じて得られた知見については、多様な主体による効果的な防除が実施されるようにオオクチバス等の防除の手引きという方針を平成28年に改定しているところで、こういった取組を通じて引き続き普及に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>それから外来種による被害状況については、環境省においては、主に生態系にかかるとされる被害の把握に努めているところでありまして、漁業にかかるとされる被害については所管省庁である水産庁において、把握されていると理解しております。なお、特定外来生物に指定されている種を漁業種魚種として設定している漁業関係者に対しては、引き続き水産庁と連携して外来魚に頼らない漁業の実現に向けて意見交換を続けてまいります。</p>	
<p>R5年度と同文</p>	<p>【農水省】 特定外来法においてはオオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に對して当該生物の回収を命ずることができるとして、都道府県及び関係団体にも現在、周知をしっかりと行っております。</p> <p>河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流というのは、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットを令和2年4月にリニューアルし、一冊の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところであります。</p> <p>引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう特定外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。</p> <p>【環境省】 これまで外来生物法の違反行為にかかる情報が得られた場合等には、環境省においては警察と連携するなど適切に対応してきておりまして、今後とも、同様に対応を行ってまいります。違法放流防止対策については、環境省が防除を実施している湖沼において、監視カメラや注意看板の設置、こういった取り組みを行ってまいります。違法放流防止にかかる普及啓発を行っているところでは、違法放流防止のためには、こうした取組に加えて地方公共団体や民間団体と連携した普及啓発というの重要性も考えておりまして、今後ともこれに努めてまいります。環境省においては情報が得られれば、すぐに対応させていただきますので、もし漁業関係者の皆様においてそういった情報をお持ちであれば、環境省の地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をいただければと思っております。</p>	<p>2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。</p>
<p>番号1に統合し、削除</p>	<p>【農水省】(3と4)について一体的に回答) 水産庁では、先程の1でもお答えしましたが、内水面漁業関係者が行う外来魚駆除・回収活動に対して、内水面水産資源被害対策事業により支援を行っているところであります。 また、同事業において、自費設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、本年度より執行の改善を行ったところであります。このような取組を通じてより緊急性・必要性が高い水域に重点的に予算を配分し、内水面漁協関係者が、外来魚駆除・回収活動をより適切かつ効果的に実施できる体制の構築を行ってまいります。 また加えて、当事業におきましては、入初期における効果的な駆除技術の開発を行っているところであり、引き続き関係機関と連携して駆除技術の開発に努めてまいります。</p>	<p>3 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリナーズを抑制し、回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。</p>

R6年度提案素案

回答、状況等

R5年度提案

<p>4</p> <p>新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。</p>	<p>【環境省】(3への回答) 内水面漁業を維持する予算の拡充ということなどは、漁業放書を防ぐためまたは健全な漁業を維持するための予算については業の所管省庁である水産庁において、措置されているものと理解しております。環境省においては生態系にかかるとの放書を防ぐための対策について、予算確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【環境省】(4への回答) 環境省においては特定外来生物について生態系や人の生命・身体への被害の防止を目的として、地方公共団体が実施する防除事業へ支援を行っているという取組を行っております。具体的な支援の内容としては、地方公共団体が実施する先ほど申しました防除事業、早期に防除するための計画、総合戦略の策定、外来種のリストの策定といった取組について交付金によって支援を行っているところと見させていただきます。</p>	<p>番号5に統合し、削除</p>
<p>5</p> <p>漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の健全対策に積極的に取り組むよう促すこと。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託しまして、バス類やブルーギル、チャネルキリンギやワツツシユ等の効果的な駆除技術の開発を行っておりまして、その成果を基に、外来魚の生管ステーションや魚種、生息水域、季節に応じて、内水面関係機関などが効果的な駆除を行うことができれば、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1～3」を作成しまして配布・周知しているところです。</p> <p>【国交省】 国土交通省では管理者として河川管理上必要と認められる場合には、地元市町村や都道府県の環境部局等と連携をし、外来生物等の防除に努めているところと見させていただきます。また、河川における外来魚対策の事例集といったものを作成しまして、駆除対策の考え方や事例をとりまとめ公表しているところと見させていただきます。</p>	<p>番号4と統合。(新番号3) (修正案) 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の健全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を促す外來生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。</p>

II 鳥類による食害対策について（番号をⅠからⅡに修正（主に食害対策に関する事項なのでⅠ外来魚の次とする））

R5年度提案書

平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。  
 また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。  
 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。  
 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和4年度の調査では共同漁業権940件中575件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。  
 このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をしていただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれます。  
 つきましては、下記の事項について提案いたします。

R6年度提案書

提案内容と重複する部分を整理するとともに、アンケート結果に基づき、被害件数を修正  
 （修正案）

平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。  
 また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。  
 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。  
 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和5年度の調査では共同漁業権●件中●件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。  
 このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。  
 つきましては、下記の事項について提案いたします。

R5年度提案	回答、状況等	R6年度提案
<p>カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な運搬体制を整備し、全国レベルでカワウの個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、カワウ対策を推進すること。</p>	<p>【農水省】 カワウについては、環境省において関係機関等から構成される広域協議会、全国に4プロダクトを設置し、被害対策等を実施しているところであり、水産庁も関係機関として各プロダクトに参加しているところ。また、本年度はカワウ被害対策強化の考え方で被害を与えるカワウの半減目標というものを示して、これが半減目標にあたることから、目標に向けて取り組みを強化して、いそいそと来年度以降のカワウ対策について環境省、関係都道府県と連携して、検討してまいります。</p> <p>【環境省】 カワウについてはご承知のとおり環境省と水産庁と被害を与えるカワウの個体数を半減させるという目標を定めて対策の強化を進めてきています。ただ残念ながら、平成29年度以降、カワウの個体数は一度は減ったんですけど、そこからリバウンドして増加してきている状況で、環境省も水産庁から対策の強化の必要性を認識しているところがございます。</p> <p>特に最近問題になっているのが、全国的に見ると、会長の地元、滋賀県のあたりで、カワウにとつて環境のいい場所になりまして、そういった場所でも個体数の増加がみられるところと、カワウのコロニーやねぐらなどが対策、順路の対策が難しい場所にとどんでん移ってきて、より対策が困難になってきているという課題があるのかなと認識しています。今年度、滋賀県の安曇川周辺の住宅地のそばで、銃猟が試験的に実施されています。</p> <p>先日、環境省と水産庁で現場も拝見させていただいて、そういう場所での対策について、こちらも勉強させていただいたところです。ぜひ、そういった滋賀県のような取組を国としても支援できるように、住宅に近い場所での銃猟の在り方みたいなものを環境省としても年度内に通知で、こういう場所、こういうやり方であれば銃猟もできるという考え方を全国に示せるように準備を進めているところでございます。また、滋賀県のような大規模なコロニーで、そういった銃猟を実施されるところもかなり経済的な負担も大きいと伺っていますので、国として、支援できるような方法も水産庁と連携して検討していきたいと考えています。</p> <p>また、ご提案いただいた通り広域協議会が全国で設置されていますので、そういったところで、各地の状況に応じた対策をしっかりと検討いただけたらいいかな、そういった仕組みも各事務所のほうでも連携して進めていきたいと考えております。</p>	<p>カワウ対策の現状を踏まえ、下記のとおり修正。 (修正案) カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降リバウンドして増加傾向にある。このため、これまでの取組等を評価検証して、令和6年度以降、より効果性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な運搬体制のもと、全国レベルでカワウの個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。</p>
<p>サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効果的な防除対策を実施し、導入促進を図ること。</p>	<p>【農水省】 カワウ以外のサギ類等の対策ですが、水産庁では、平成29年度より、「先端技術を活用したカワウ被害対策関係事業」を実施しています。これはカワウの対策なんですけれども、内容的には、効果的なカワウ被害対策の一環として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に巻くことや、臭いドライアイスを投下すること等による繁殖抑制手法の開発とその実用化を目指しており、得られた技術については、マニュアルとしてまとめ水産庁HPで公表するとともに、全国に配布しています。また、現在河川へマニキュアルとしてまとめ水産庁HPで公表するとともに、全国に配布しています。また、そのほか、現在河川へのテグス張りによる漁業被害防止策の効果検証を行っているところであり、このような技術の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えています。</p>	<p>「カモ類」について被害状況が不明のため、「サギ類等」とする。 (修正案) サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効果的な防除対策を実施し、導入促進を図ること。</p>
<p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実にすること。</p>	<p>【環境省】 サギとカモと、こちらの方もかなり被害が増えているところがございます。こちらについてもまだまだ具体的にどうするかというところは申し上げられないんですが、水産庁と連携して、実態の把握と対策の検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>【農水省】 水産庁では、カワウ等の食害による漁業被害の軽減、防止を図るため、「内水面水産資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.4億円を確保しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。</p>	<p>「サギ類等」も提案の対象とするため、「カワウ」⇒「カワウ等」とする。 (修正案) 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実にすること。</p>

Ⅲ 魚病対策について（番号をⅡからⅢに修正）

R5年度提案書

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このようなか、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び特続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しが行われ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されています。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されておらず、同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりましたが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えています。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

R6年度提案書

文章を一部整理(内容の変更は無し)

(修正案)

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このようなか、平成28年1月に水産資源保護法施行規則及び特続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直しされ、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されます。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワーズエンテラウイルス症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。

同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えています。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

R5年度提案	R6年度提案	R6年度提案
<p>1</p> <p>アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p> <p>さらに、河川内の冷水病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的な手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>アユの疾病なんですが、全般の話としては平成23年12月に策定しましたアユ疾病に関する防疫指針がございます。こちらに基づいて、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止、また養殖場における病害の被害の防止を軸に対策を講じてきているところです。</p> <p>この中で、記載されている冷水病やエドワジエラ・イクタルリ感染症、それぞれ全国における発生状況の調査を行っていただいております。また、冷水病については、令和4年に天然水域で21都道府県、養殖場では13都道府県において発生しているという状況です。こちら冷水病がこの対策協議会等行っておりました平成13年とか15年頃のピークと比べては低減して、近年は下がりつつある状況であると我々は認識しているところです。</p> <p>次にエドワジエラ・イクタルリ感染症については、平成19年に我が国で初めて出たところから、こちらについても発生状況の調査をしております。こちらは、天然河川において令和4年が4県、アユ放流種苗で3県、養殖アユでは2県で発生が確認されているところから、引き続き、発生状況を注視する必要がありますと考えているところです。こちらのエドワジエラ・イクタルリ感染症については、平成31年3月に知見をまとめた技術書を作成しております。こちらを作成した水産資源保護協会という団体のホームページにも公表させていただいているところです。</p> <p>次に疾病対策という観点では、平成29年9月に他の疾病で承認されていたフロルフェニコニエラ・イクタルリ感染症の治療薬として使用可能となったところでございます。</p> <p>最後にこちらからも伺いたいところではあるのですが、提案事項にある「冷水病原菌の時空間的な変遷や分布の把握」ということですが、こちらについては、例えば、河川に河川の上流とか、中流とか下流のどこにこれらの菌がいるのかとか、そういう内容ということによろしいですか。(事務局から「はい」と返答。)こちらについては、当方も魚病担当者の会議があったり、そちらの方にも参加して、一部、大学の先生が放流前後の病魚の発生状況等を確認されています。我々も会議に参加して環境DNAの技術はちょっとまだ先だということもあるのですが、こういった技術の実施方法や合理性について関係の方々と議論を深めていきたいと考えているところでございます。</p>	<p>回答を受け、一部修正。</p> <p>(修正案)</p> <p>アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p> <p>さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的な手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。</p>
<p>2</p> <p>KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまで蓄積された知見を踏まえ、既発生水域における放流・移植・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって基準を示すこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>コイヘルペスの発生状況について、御案内させていただいたとおり、コイヘルペスの発生件数は、平成15年に我が国で初めて発生が確認されて、それから年間何百件という発生があったところから減ってきていますけれども、ここ数年は、例えば令和3年については2件、これが平成15年の発生以来、過去最少でした。令和4年については、ちょっと増えたんですけど13件という状況で、全体として減少傾向であるということでございます。</p> <p>皆様の方で、内水面漁場管理委員会指示に基づき移動制限等、また発生した場合の対応によってこのような状況にかなり発生件数が落ちたものと考えているところから、持ち出しに関しては、既発生水域の中でも移動については、当省の方でも把握させていただいて、60施設に令和4年には70トンの食用コイが移動したと承知しているところから、先ほど少し、放流についての御意見ありましたが、この放流に関しては、やはり要望があるということもありまして、平成30年度から水産研究・教育機構でコイの関係者による意見交換会、「コイ放流試験技術連絡協議会」を設置いたしました。放流再開に向けたデータ収集を行っているところです。具体的には、関係県でKHV未感染コイを用いた既に発生している河川での暴露試験ということも、その未感染コイがどうなるのか、そういったものを見ているところでございます。</p>	<p>KHV発生から既に20年であることを受け、速やかな対策を促すため次のとおり修正。</p> <p>(修正案)</p> <p>KHV病発生から20年以上経過しているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまで蓄積された知見を踏まえ、既発生水域における放流・移植・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって基準を示すこと。</p>

削除(要望内容について相当程度の対策が整備されたため)

3 水生動物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理すること、法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。

【農水省】  
まず全般の制度として、輸入にあたっては輸出相手国と二回国境衛生条件を締結しておりまして、こちらで疾病の恐れがない水生動物の輸入を認めているところがございます。また、提案項目にもございますけれども、実際に入ってきたものについては、平成28年7月に策定した局長通知の中で着地検査というものを実施いただいているところがございます。こちらの方で各仕向け先の養殖場において、健康状態や移動について監視の方をいただいているところがございます。こちらについては、都道府県の方々の御意見を踏まえながら改善を行っているところとして、昨年度の5月に当室の室長から事務連絡を出させていただいて、都道府県間の県をまたぐときに、情報伝達に不具合があったというお話もあったので、それに関しての面談での引継ぎの様式例とか、フローチャートを示して御活用いただいているところがございます。また加えて、実際に着地検査等を行っているんですが、広げる恐れがないと認められないとき、危ないような場合には、水産資源保護法で第14条に基づいて管理命令を発出いたしました。指定された施設によって厳格に管理させていただきますという処置を行っているところがございます。  
1番と同様にこちらから1度伺いたいところですが、今回の提案項目の中で閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けと記載されていて、こちらは現在、先ほど申し上げたように、通知で運用させていただいているところがございます。こちらさらに上乗せの処置という御提案をいただいているんですが、それども、こちらについて、今の通知ではお願いのペースで不足しているの、法律に基づいたような位置づけという背景があるのでしょうか。着地検査について、これまで御提案いただいていることとは、他の魚種関係者会議でも御意見いただくところなので、こちらとしても先ほど申し上げたような昨年も手続きがより円滑に進むような様式やフローチャートを示させていただいているところがございます。

4 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。

【農水省】  
まず一つ目として予算措置について、御説明させていただきまして、こちらの水産用医薬品の開発・実用化の促進については、まず一つ目として基礎的な試験に関する研究段階への支援ということで水産安全室で持っている水産防除対策事業で試験に関する費用の助成を行っているところがございます。いざメーカ側が開発する段階になった場合には、当室で持っている希少疫病等動物用医薬品実用化促進事業と水産庁で持っている養殖業成長産業化提案公募型実証事業、この二つの事業で試験にかかると費用を支援しているところがございます。  
こちらが予算措置の再審査と呼ばれる手続きを合理化させていただきまして、また、まさに今パブリックコメントを募集しているところなんです、ワクチンに関して、これまで不活化ワクチンという一種類だけが承認対象になっていたところなんですけれども、今まさにパブリックコメントを実施中なんです、サブユニットワクチンとDNAワクチン、合計で承認対象のワクチンを3種類に増やすべく、今手続を進めているところでございます。また最後には個々の魚種に対しての薬品開発というのが根底の問題にあるので、こちらについても、まずはワクチンを布石として、魚種をまとめた承認が可能になるかというところで研究機関等との検討をしているところでございます。  
以上が我々が行っているところなんですけれども、是非皆様にお伺いしたいところとしては、先ほどのアユのフロロフェニールの開発・承認なんかでもうだんだんですが、結構各都道府県の方で試験研究等行われているので、例えば、当県では疫病についてこんなデータを持っているの、御提案いただくまでに去年からやっているんですけども、養殖メーカーにその情報を提供させていただいて、マッチングのようなことをさせていただいているところがございます。すでに何件か、ある魚種のある疫病についてはこんなデータを持っているんで、製薬メーカーに投げかけたところ、ぜひそのデータを活用させていただいて、一緒にやっというふうなマッチングも何件かありますので、医薬品開発についてはもし御意見や御希望、データをお持ちということであれば、ぜひお声掛けいただければと思います。

3) 回答を得て、継続した対策となるよう、下記のとおり修正。(新番号)  
(修正案)  
現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。  
このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。



R5年度提案

2. 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。  
また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や除草剤や徐放性肥料ならびに除草剤等について、国が中心となつて自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じること。

回答、状況等

【農水省】  
まず前段部分、排水基準の設定等による水質の保全について、この部分は、環境省に御確認いただければと思います。  
後段部分の徐放性肥料について、徐放性肥料であるプラスチック被膜肥料は、使用後の被膜が圃場から流出するなど環境汚染の要因となる事が指摘されています。このため農林水産省では被膜被の効果を科学的な流出防止対策を検討するため、令和2年度及び令和3年度流出実態調査に取り組んでいくこととします。また、全農等の農業関係団体では2030年までにプラスチック被膜肥料に頼らない農業にすることを目標とした取組方針を公表しており農林水産省としては、この実現に向けた代替肥料や流出防止技術の周知など現場の取組を後押ししています。  
続きまして、農業について、農業取締法に基づいて登録した農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省において河川等の水生生物に被害が生じないように登録基準を設定して、その上で管理しているものです。農薬を定められた使用方法を守って使用する限り問題が生じるものではないと見做しております。なお、農薬取締法において最新の科学的知見に基づいて全ての登録農薬の安全性を定期的に再評価する制度を導入し、現在順次再評価手続を進めているところです。この再評価の中で魚類などの水生生物に影響についてもあらためて環境省において評価を行うこととなっております。その再評価の結果に基づき農薬の安全性の一層の向上を図ってまいりたいと考えています。

【環境省】  
環境基準についてということですが、水生生物保全にかかると環境基準とか排水基準設定につきまして、今後科学的知見などの集積に努めまして、検討してまいりたいと思っております。なお、基準に關係しまして、湖沼とか水質にかかると汚濁の状況につきましては、有機性汚濁の指標であるCOD(化学的酸素要求量)の環境基準の達成率が湖沼では令和3年度の調査で約5割、53.6%に過ぎず、河川で約9割、あと地域の約8割に比べて湖沼というのが極めて低い状況にあります。そのため湖沼についてはご承知のとおり、山に囲まれた閉鎖性水域でありますので、窒素とかリンとかの栄養塩により富栄養化しやすいという状況がございます。アオコなどの発生とか、水通水として使われていけば異臭味問題とかあります。水産被害など、水利用上重大な被害が生じるなど、こちらとしても承知しているところがございます。このために平成28年3月には、低層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全再生することを目的にしました低層層存酸素量が湖沼および海域で適用される新たな環境基準項目として設定されました。こういうのも踏まえ、引き継ぎ、関係機関と連携図り水生生物の生息、環境の回復・回復を目指す施策など、水域や地域の特性に際して展開できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

R6年度提案案

徐放性肥料や除草剤に対する回答を得て、修正(新番号3)。  
(修正案)  
水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。  
とくに水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等については毎年3月から6月にかけて濁水とともに流出している。国は水産生物への影響を的確に調査し、その防止する対策を講じること。

R5年度提案	回答、状況等	R6年度提案素案
<p>3 漁場管理上支障を来している河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。</p>	<p>【国交省】 河川内の樹木につきましても、河川管理上支障となる樹木の伐採に努めておりまして、引き続き水産資源を含め、河川の環境面にも配慮して対応してまいります。また、河川管理および河川利用に必要なものについては関係機関等と連携の上、河川管理用通路やスローストープといったものの整備をして水辺にアクセスしやすい環境の整備を進めてまいります。</p>	<p>前段部分を1に、後段部分を6に統合し、削除。</p>
<p>4 河川及び河川工作物物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育苗場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き継ぎ、魚道の整備や改善を行っていくこと。 また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮すること。</p>	<p>【農水省】 土地改良事業により、河川工作物物である頭首工の新設や更新を行う場合には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。 例えば、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により機能が低下しているもの、障害がおきている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備の支援を行っていること、 災害復旧事業においても、被災施設を環境に配慮した工法により復旧することが可能でありますし、頭首工を原形復旧することで従来の魚道の遡上が不可能となる場合には魚道の新設も可能です。今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。</p> <p>【国交省】 水生生物の生息に適した川づくり、また災害復旧等の実施にあたっての配慮ということでございますが、川が本来有しています水生生物の生息、生育、繁殖環境を保全、創出するため、河川管理にあたっては多自然川づくりを推進しているところでございます。また、災害復旧事業においても、この多自然川づくりの考えが反映されるよう「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の運用を図っているところでございます。引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も聞きながら、多自然川づくりを通じて、生物の生息、生育、繁殖環境の保全創出に努めてまいります。</p>	<p>番号1後段の「強い川づくり」部分を統合し、文章を整理。(新番号2) (修正案) 大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育苗場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き継ぎ、魚道の整備や改善を行っていくこと。</p>
<p>5 オオカサダマ、ミズワタクサビルケインガ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。</p>	<p>【国交省】 オオカサダマ等の異常繁殖への対応でございますが、河川管理者としては、地元市町村や都道府県の関係部局等と連携して、外来生物等の除去対策に努めてまいります。</p> <p>【環境省】 外来植物は本当に繁殖してしまっ、いろんな影響が出ておりまして、環境省としては水生生態系に影響を及ぼす特定外来生物の駆除ですが、増加等の原因究明の取組実施しておりまして、指摘いただいた3種ではないんですけども、オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ、これについて琵琶湖における生態系被害防止の観点から地元自治体ですとか協議会と連携しまして、平成26年から防除事業を実施してきたところでございます。防除方法の開発事例としては、環境研究総合推進費という研究予算がございまして、これによりオオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法にかかるとも、これを作成してございまして、また、本日ご案内があったかもしないんですけども、農水省の方がナガエツルノゲイトウ駆除マニュアルを令和5年に更新されてきていて、この更新にあたっては、当省からも技術的な観点で情報提供等して、協力をしているところでございます。</p>	<p>R5年度と同一(新番号4)</p>

R5年度提案

6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響、内水面漁業の魅力について、各省市間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的な啓発活動を実施すること。特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性、外来魚問題及び内水面漁業の魅力等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を經由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。また、内水面の多面的な利用と漁業の適正な行使の両立を図る観点から、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講ずること。

回答、状況等

【農水省】  
水産庁では、「水産多面的機能発揮対策」により、河川・湖沼など環境保全活動のほか、多面的機能の理解・増進につなげるための児童生徒を対象とした自然体験学習等の取組に対して支援しています。また、同対策では、一般の方を対象としたシンポジウムを開催し、日本各地で実施されている環境保全活動の事例を紹介すること等により、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。  
また、内水面では同一水域において、漁業や資源の増殖の取組、遊漁やレジャーなど、様々な活動が行われていることから関係者間における水産利用のルール形成のための協議会を設置するということが可能であることが内水面漁業振興法で定められています。河川の利用マナーにおける課題が生じた場合は当該枠組みを活用いたたくとも水産庁としても課題解決に向けて協力していきたいと考えております。

【国交省】  
河川に関する体験学習や学校教育、また河川の利用マナーの徹底についてでございますけれども、国土交通省の各河川事務所において、水生生物調査や水質調査などの現地学習を実施しており、これらを通じて環境教育を推進しております。引き続き子どもたちが河川で学ぶ機会を創出できるよう、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。また、河川の利用マナーの徹底については立て札による啓発ですとか、あるいは河川巡視などによる対策を行っているところでございます。

【環境省】  
外来種問題の普及啓発に関する学校教育との連携ですけれども、実は実施しております。まず学校教育の重要性については平成27年に作成しました外来種被害防止行動計画に基づき記載しております。取り組んでいるところですが、令和4年5月に外来種被害を修正しまして、それを受けてアカミミガメ等を特定外来生物に指定しており、これによって、かなり国民の皆さんのアガミガメに限らない水生の外来種物、水回りの問題について関心が高まっているというふうにも認識しております。これを好機ととらえまして、我が国の本来の自然環境の価値ですとか、外来生物がもたらす問題、外来生物の適切な取り扱いに関する情報についても発信していきたいと考えております。具体的には予ラジの配布ですとか、イベントの参加をはじめとすると関係機関との連携、それから環境省のWEBサイトですとか、SNS多様なメディアで発信するとともに、文部科学省や教育機関、動物園等と連携しまして、様々な場所で普及啓発を行っていると考えております。

R6年度提案素案

番号3後段を統合し、文章を整理。(新番号5)

(修正案)  
多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省市間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。  
特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関を經由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。  
また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講ずること。

【文科省】  
 文科科学省といたしましたも、持続可能な社会を構築するために、広く国民全体で環境の保全の取り組みが重要だと考えてございます。このため文科科学省においては、環境省や、ほかの省庁と連携してございます。環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律、いわゆる環境教育等促進法といわれる法律と、こちらの法律に基づき基本方針がございますが、こういった法律や方針の趣旨に基づき、環境省をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、学校教育のみならず社会教育における環境教育の推進のために必要な施策に取り組みているところでございます。

また、今紹介させていただきました環境教育等促進法に基づき基本方針につきましては前回の改定が平成30年であったところでもございまして、今年度が前回の改定から5年が経過しているところであり、社会で環境問題を取り巻く状況も変化していることを踏まえまして、今年度中に環境教育等促進法に基づく基本方針を環境省、経産省、農水省、国交省と共管してございまして、それらを改定していくことを予定しているところでございます。

また、環境問題に関する周知啓発活動に関しては、文科省のメールマガジンにおける情報提供や、都道府県担当への情報提供のみならず、教育委員会等に対する様々な文科省の行政説明の中で資料配布をさせていただく機会も年間通すと結構ございまして、そういった機会に環境問題に関するいろいろな資料や情報提供をさせていただいて進めていきたいと考えてございます。

携しながら、環境教育について進めていきたいと考えてございます。

また、環境保全については、環境保全について例えば、中学校理科で学校教育では小学校、中学校、高校の学習指導要領において、環境保全について理解するとともに自身近接自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに自然環境を保全することの重要性を認識することなど規定しています。外來生物についても例えば、中学校理科では気候変動や外來生物に触れることと規定しています。また、総則においては児童生徒が生命の有償性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と共同することの重要性などを突感しながら、理系的、継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しております。引き続き、環境教育の推進に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、体験活動についてお答えさせていただきます。

生命や自然を尊重する精神、環境保全に寄与する態度を養う観点から、児童生徒の自然体験活動の推進は重要なものだと考えております。そうした中で体験活動の具体的な内容につきましては、それぞれの学校においてその実情に応じて計画実施されているところではございますが、文科科学省としても小中高等学校における2泊3日以上以上の宿泊体験ですとか、学校教育における農山漁村体験の取組に対する支援などを行っております。今後とも関係省庁間で十分に情報共有や連携を図りながら学校における自然体験活動を推進してまいりたいと考えております。

おそらく、文科省の所管とはずれずるところになるかとは思いますが、当然環境教育を行っている中で、内水面や漁業権に直接関連するところじゃないのかもしれないんですけども、環境とひとえに言っても自然環境だけではなくて、そこに住んでらっしゃる方とか、そういったところも含めお互いを思いやるというところが基本にはなっていないかと思いますが、そういったところも含め環境に関する国民全体の意識についてどれだけよくしているかみたいなことも環境教育の基本方針の改定の中では少し議論されていくことだろうかとはいえますので、直接回答になっていないかとは思ってございます。

含めてしっかりと対応を考えていきたいと思っております。

R5年度提案	R6年度提案素案
<p>R5年度提案</p> <p>7 濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備などが長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講ずること。</p> <p>また、負酸養水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講ずること。</p>	<p>回答、状況等</p> <p>R5年度と同文(新番号6)</p> <p>【農水省】 農林水産省所管のダムでは、下流河川への放流に当たり、必要に応じて対策設備を設置するとともに、定期的な濁水調査の実施に加えて、それぞれ必要に応じた選択取水、いわゆる取水の水質を変えうる運用等を行っているところですが、引き続き、地元の関係者と協議しながら設備の必要性を検討するなど適切に対応してまいります。また、負酸養水放流やダムへのヘドロ堆積による影響については、現時点で具体的な事例を承知していませんが、具体的な事例があればお聞かせ願いたいと思っております。</p> <p>【国土交通省】 濁水現象が発生するダムにおける対応ということですが、ダム下流の河川への放流による濁水の長期化については、国土交通省所管のダムでは必要に応じて対策設備を設置するとともに、洪水後の濁水調査等を行っているところでございます。引き続き地元関係者と協議をしまして、設備の運用の改善や、追加的な設備の必要性の検討など、適切に対応してまいります。また、河川の生物に関してはダム下流も含めて水辺の国勢調査等において、モニタリングに努めてまいります。</p>
<p>8 天然湧上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。</p>	<p>R5年度と同文(新番号7)</p> <p>【農水省】 アユの資源については、気候や河川環境の変化による影響が大きいことに加え、放流による増殖が広く行われていることから他の魚種のような資源評価に基づく漁獲制限のような管理、これはなかなか難しいと考えているところですが、このため、浜野交付金による都道府県が行う調査の支援だったり、水産庁の事業「資源回復のための種苗育成放流手法検討事業」において実施しております遡上養子測技術等によって資源量の増減メカニズムの解明等に資する知見の集積を図りつつ、内水面漁協による資源の増殖や漁場管理に直結する漁場環境改善、放流技術の開発を行っているところでございます。引き続き、科学的知見の蓄積と漁場管理に役立つ実務的な技術の開発に取り組みしていく考えですので、御理解いただきたく考えています。</p>
<p>9 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。</p>	<p>R5年度と同文(新番号8)</p> <p>【農水省】 水産庁では「資源回復のための種苗育成放流事業」において、豪雨災害等によって変化した内水面漁場等への環境改善技術の適用に関する検討を行っているところでございます。今後とも関係者と連携しつつ気候変動への影響への対応に資する取組を進めていきたいと考えています。</p>

V 放射性物質による汚染対策について

R5年度提案書	R6年度提案書
<p>「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。</p> <p>当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に及び、人の生活、食品、水生生物の生態環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。</p> <p>淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。</p> <p>特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。</p> <p>また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に実施する必要があります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>直近の状況を踏まえ、修正。</p> <p>(修正案)</p> <p>平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。</p> <p>当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に及び、人の生活、食品、水生生物の生態環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。</p> <p>淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。</p> <p>特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。</p> <p>さらに原簿で蓄積したALPS処理水が令和5年8月に海洋放出が開始され、完了まで少なくとも30年ほどかかると見込まれています。</p> <p>このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に実施する必要があります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R5年度提案	R6年度提案素案	R5年度提案	R6年度提案素案
<p>1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことおよび、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多量に含むことにより、放射線物質による汚染の汚染の実態を長期的に把握すること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供を行っており、これはPDFの形式とエクセルの形式でも載せておりますので、ダウンロードしていただいて分析に活用いただけるよう形にしております。 今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいります。</p> <p>【環境省】(1と2を合わせて) まず、放射性物質のモニタリングですが、放射性物質による環境の汚染を把握し、一体的で分かりやすい情報提供を行うために政府の総合モニタリング計画というものがございまして、そちらに沿って関係省庁が連携してモニタリングを実施しているところとなります。この中で淡水魚および、河川、湖沼、海域など、環境中のモニタリングについては、関係省庁が連携して実施しているところではありまして、その中で環境省は河川や湖沼、海域などについて、平成23年9月よりモニタリングを実施して、それから継続的に公表してきているところとなります。令和5年度についても河川、湖沼、海域などでのモニタリングを継続して実施していきたいと考えております。</p> <p>生体系への長期モニタリングについては、国際放射線防護委員会という国際機関が定める国際的な考え方に従って、淡水魚類についてはメダカについては放射線の影響調査を実施しております。令和4年に実施した最新の調査の結果、放射線のメダカへの影響を感念する必要性は低いと考えられます。この数値も安全基準をかなりかけているところの数値です。ただ、影響は長期的に把握する必要がありますと思っておりますので、今後も継続して調査を進めていきたいと考えております。</p>	<p>2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>	<p>番号2を統合し、修正。 (修正案) 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことおよび、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多量に含むことにより、放射線物質による汚染の実態を長期的に把握することともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p> <p>番号1に統合のため削除</p>
<p>3 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必要であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。</p>	<p>R5年度と同文(新番号2)</p>	<p>【環境省】 河川、湖沼については一般的に水の遮蔽効果がございますので、周辺への生活空間線量への寄与が極めて小さいということがわかっております。ご存じのとおり、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の対象としていないところでございまして、環境省としましては、引き続き放射性物質のモニタリングを実施していきたいと考えております。</p>	<p>回答を受け、一部修正。(新番号3) (修正案) 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、真などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。</p>
<p>4 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明することともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。</p>	<p>R5年度と同文(新番号2)</p>	<p>【農水省】 既往の知見として、淡水魚は、体内の塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが分かっています。 さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った調査により、淡水魚は魚の濃度以上に上らないこと、ムに関する研究によれば、まず魚の筋肉中の放射性セシウム濃度は餌の濃度以上に上らないこと、それから、魚に取り込まれた放射性セシウムは非汚染環境下で飼育することで速やかに排出されること、それから、河川では放射性物質が滞留しにくいため、魚類の濃度は概ね低下傾向にあるが、空間線量が低い溪流域では、周辺陸域からの影響を受け、比較的高濃度の魚類が確認されていることが明らかになりました。 また、湖沼では、放射性物質が滞留しやすいため、現在においても環境中に存在する放射性物質の影響を受けており、魚類の汚染が継続していると推測されています。 引き続き、水産物における放射性物質の移行と排出機構の解明について、同機構において研究を行うとともに、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体等とよく相談してまいります。また、研究結果については、研究に協力いただいた漁業団体には報告しているところですが、その他に要望がありまして必要に応じて他の団体の報告も検討して参りますのでよろしくお願いたします。</p>	<p>回答を受け、一部修正。(新番号3) (修正案) 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、真などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。</p>

VI ウナギの資源回復について

R5年度提案書	R5年度と同文	R6年度提案書	R6年度と同文
<p>【農水省】 ウナギの資源回復については、関係都道府県および関係団体と連携して資源管理の取組を機能させるため、関係国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を構築させ、一層推進していくこと。</p>	<p>【農水省】 ウナギの資源回復につきましては、関係都道府県および関係団体と連携して資源管理の取組を機能させ、一層推進していくために、平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。 これを契機として、国際的な資源管理の取組として、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種の池入れ量の制限に取り組むとともに、国内においては、シラスウナギ採捕・親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。 今後とも、国内外の取組を両輪として二ホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p>	<p>【農水省】 ウナギの資源回復については、関係都道府県および関係団体と連携して資源管理の取組を機能させ、一層推進していくために、平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。 これを契機として、国際的な資源管理の取組として、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種の池入れ量の制限に取り組むとともに、国内においては、シラスウナギ採捕・親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。 今後とも、国内外の取組を両輪として二ホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p>	<p>【農水省】 ウナギの資源回復については、関係都道府県および関係団体と連携して資源管理の取組を機能させ、一層推進していくために、平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。 これを契機として、国際的な資源管理の取組として、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種の池入れ量の制限に取り組むとともに、国内においては、シラスウナギ採捕・親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。 今後とも、国内外の取組を両輪として二ホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p>

【農水省】  
ウナギについては毎年、「ウナギの管理の推進について」ということで、技術的助言を出して、どこでも採捕量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する特別採捕許可で採捕していたと懸念しているが、特別採捕許可については、採捕者に対して、シラスウナギの採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する特別採捕許可の当該数量と出荷先に出荷することの義務付けを報道府県に対し助言してきたところであり、また、採捕数量の報告の徹底を図るため、正しく報告をなかつたものに対して翌年漁期の許可を行わない等の処分の強化や未報告を発生させる要因の再点検等についても検討をお願いし取組を強化しているところがあります。

なお、現在、シラスウナギ漁業から販売に至るまで流通のトレーサビリティ導入を確実に実施するため、導入の課題や現地事業者の負担感を最小化する簡便な仕組みを評価・設計する事業を実施しているところがあります。

今後とも、流通の透明化に向けて、これらの対策の浸透を図り、シラスウナギ流通の問題点の改善を図ってまいります。

また、令和2年12月に施行された改正漁業法において密漁防止のための罰則が大幅に強化され、特定水産動植物については、許可等に基づく採捕を行う場合を除き採捕が禁止され、これに違反した者に対する罰則は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金とされました。

シラスウナギについては、特定水産動植物に指定され、令和5年12月から罰則が適用されることとなり、この間に関係都府県において現在の特別採捕許可から知事許可漁業に移行されることとなっております。知事許可漁業化に伴う各都府県の対応について関係者との調整等が必要となることから、内水面漁場管理委員会としても適切な対応を願います。

密漁防止対策につきましては、各都府県、海上保安庁、警察庁、水産庁等の関係機関が関係漁業者等と連携することが効果的であることから、関係者が連携し、情報共有、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことにより密漁対策の総合的な推進に努めてまいります。

シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。  
また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させたこと、また、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。

【農水省】  
水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」により、既取回遊に向かう二ホンウナギの実感把握等の調査を実施しているところである。

また、ウナギの生息環境改善のため、平成28年度から、「ウナギ生息環境改善支援事業」により、内水面漁業者が行う石倉増殖槽等の設置の取組に対して支援しています。本事業では、令和4年度未だに、19府県40河川2湖沼において石倉増殖槽を設置しており、令和5年度においても現在のところ、11河川での設置を進めているところである。

今後とも、関係者と連携しつつ効果的な対策の推進に努めてまいります。

来遊するシラスウナギを含めて二ホンウナギの生理・生態等に關する調査研究を一層推進し、二ホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。

【国交省】  
二ホンウナギへの取組ということですが、先ほど申し上げている通り、すべての川づくり共通して、多自然川づくりを推進しまして、河川の連続性を確保するために、魚類の湖上、降下環境の一層の改善に取り組みを始めて、引き続き、二ホンウナギを含む生物の生息、生育、繁殖環境の保全創出に努めてまいります。すべての川と関係する中でございませうけれども、二ホンウナギをしっかりとやっつけていこうということで協議会を立ち上げて取り組んでいる水系もございませうのでそういった取組ももっさり進めてまいりたいと考えてございませう。

シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取組を一層推進していくこと。

Ⅷ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

R5年度提案書		R5年度と同文	R6年度提案書
<p>内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。</p> <p>近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射線物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となつていきます。</p> <p>一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対応していくためには、安定した財政基礎の裏付けが必須です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		R5年度と同文	R6年度提案書
R5年度提案		R5年度と同文	R6年度提案書
<p>【農水省】</p> <p>内水面漁場管理委員会の維持、それと交付金について、まとめて回答します。</p> <p>内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定をはじめ、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。</p> <p>令和2年12月に施行された改正漁業法においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していけるよう、制度が維持されたところであります。</p> <p>また、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。</p>		R5年度と同文	R6年度提案書
1	<p>内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。</p>	R5年度と同文	R6年度提案書
2	<p>独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。</p>	R5年度と同文	R6年度提案書

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における

令和6年度提案項目(案)についての意見

[岩手県] 内水面漁場管理委員会

件名	IV 河川湖沼環境について 提案項目7のR6年度提案素案  一部文言の修正  また、貧酸素水放流やダムへのドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についてのり、下流河川の〇〇や△△への影響について報告があることから、これらに関する調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。
要旨(提案理由)	<p>本項目では、「貧酸素水放流やダムへのドロ堆積」による下流河川への影響が懸念されるため、調査や必要な対策を講じることが提案しているが、農水省の回答では、具体的な事例を承知していないため、実例を提示することが求められている。</p> <p>このため、アンケートへの回答や各県等の照会・回答からこれらの具体的な事例を挙げられる場合は、その事例への対応に必要な調査や対策を講じるように提案することが必要と考えられる(実例がない場合は、現状の表現のままとする)。</p>

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における

令和6年度提案項目（案）についての意見

〔岩手県〕内水面漁場管理委員会

件名	<p>IV 河川湖沼環境について 提案項目8のR6年度提案素案</p> <p>一部文言の追加</p> <p>天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。</p>
要旨（提案理由）	<p>本項目では、農水省から、他の魚種のように資源評価に基づく漁獲制限による資源管理は困難と説明した上で、交付金による調査支援や技術開発を行うとの回答が示されていることから、その取組を継続、展開するための予算措置を求める表現とする。</p>

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における

令和6年度提案項目(案)についての意見

[岩手県] 内水面漁場管理委員会

<p>件名</p>	<p>V 放射性物質による汚染対策について 提案項目3のR6年度提案素案</p> <p>一部文言の修正</p> <p>河川・湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策しているが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、内水面漁業への影響は極めて小さいことについて周知する等、漁業再開への具体的な支援策を検討し、実施すること。</p>
<p>要旨(提案理由)</p> <p>本項目では、「有効な除染対策の検討と実施」を求める提案に対し、環境省からは、関係法令により「河川・湖沼は除染の対象外」であることが回答として示されている。</p> <p>現地の認識と環境省の方針に隔たりがあると思慮されることから、提案の視点を変えて、河川・湖沼を除染の対象外としたことへの丁寧な説明を求めるとともに、内水面漁業への影響は極めて小さいことの積極的な国民へ周知等、漁業再開への具体的な支援策を検討し、実施すること等」を内容とした提案としてはどうか。</p>	
<p>【福島県内水面漁場管理委員会】</p> <p>県内の内水面関係団体から河川湖沼の除染の要望がありますので、除染の要望の有無について追記していただきますよう検討願います。</p>	
<p>提出案</p> <p>「河川・湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されているが、関係団体から河川湖沼を対象とした除染の要望もあることから、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、内水面漁業への影響は極めて小さいことについて周知する等、漁業再開への具体的な支援策を検討し、実施すること。」</p>	

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における

令和6年度提案項目(案)についての意見

[千葉県] 内水面漁場管理委員会

件名	V. 放射性物質による汚染対策について 提案書のR6年度提案素案  一部文言の削除  ALPS処理水に関する記述について
要旨(提案理由)  放射性物質による汚染対策についての提案趣旨のR6年度素案には、ALPS処理水についての記載が追加されている。  この記載の意図について確認したところ、平成23年の原子力事故を取り巻く状況に、新たにALPS処理水の海洋放出が開始されたことから、今回、記載したとのことであるが、汚染対策の項目にこの記載があることで、「全内漁管連が、ALPS処理水を汚染水だと考えているようにとられかねない」こと、また、この記述による新たな要望も無いため、この部分についての記載は慎重に対応した方がよいと考える。	

## 令和6年度 提案項目 取りまとめスケジュール

- 1 第1回漁場管理対策検討会（8月25日開催）

令和6年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。  
決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。
- 2 アンケート回答等のとりまとめ  
各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）
- 3 各ブロック協議会  
提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。
  - ・東日本ブロック協議会（栃木県）・・・令和5年11月1日、2日
  - ・中日本ブロック協議会（奈良県）・・・令和5年11月15日
  - ・西日本ブロック協議会（福岡県）・・・令和5年11月9日、10日
- 4 第2回漁場管理対策検討会（令和6年3月）

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、令和6年度提案書（案）を策定し、第2回役員会へ提出する。
- 5 第2回役員会（上記4と同日開催）

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和6年度通常総会に議案として提出する。
- 6 令和6年度通常総会（令和6年5月31日）

提案書（案）を議案として上程する。
- 7 令和6年度提案行動（令和6年6月又は7月）

令和6年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施する。

全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員について(案)

都道県名	第17期	第18期	第19期	第20期		第21期	第22期
	H17~H20	H21~H24	H25~H28	H29・H30	R1・R2	R3~R6	R7~R10
北海道	監事			監事	会長		
青森県				会長	監事		
岩手県			監事				○
宮城県			理事 (対策)				
秋田県	副会長					監事	
山形県		理事 (表彰)				理事 (対策)	
福島県		副会長					○
茨城県			副会長				○
栃木県		監事				副会長	
群馬県	理事			副会長	理事		
千葉県	会長					理事 (表彰)	
東京都			理事 (表彰)				○
神奈川県				理事	副会長		

全国内水面漁場管理委員会連合会 東日本ブロック協議会 開催予定 (案)

		R2	R3	R4	R5	R6	
東日本 ブ ロ ッ ク	旧北海道・東北	北海道					
		青森県					
		岩手県				議事録 署名	
		宮城県					議事録 署名
		秋田県					
		山形県					協定会 開催
	福島県			書 面 開 催			
	旧関東	茨城県					
		栃木県				協定会 開催	
		群馬県				議事録 署名	
		千葉県					議事録 署名
		東京都	書 面 開 催	書 面 開 催			
神奈川県							